

平成 2 8 年第 5 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 5 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	報告第 1 号 専決処分について（訴えの提起）	3
○日程第 4	報告第 2 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	4
○日程第 5	議案第 1 号 平成 2 8 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）	
	議案第 2 号 平成 2 8 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 3 号 平成 2 8 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 4 号 平成 2 8 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 5 号 平成 2 8 年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 6 号 平成 2 8 年度滝川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 7 号 平成 2 8 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
○閉会宣告		1 6

平成28年第5回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成28年11月30日（水）

午前 9時59分 開 会

午前11時00分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（訴えの提起）

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 5 議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

議案第 2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 平成28年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 7号 平成28年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	館 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君

総務部次長	高橋一美君	市民生活部長	館敏弘君
市民生活部次長	石川雅敏君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	中川啓一君	産業振興部次長	長瀬文敬君
建設部長	高瀬慎二郎君	市立病院事務部長	田湯宏昌君
市立病院事務部次長	椿真人君	教育部長	田中嘉樹君
教育部指導参事	小野裕君	監査事務局長	加藤孝昭君
総務課長	鎌田清孝君	企画課長	深村栄司君
財政課長	堀之内孝則君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	書記	菊田健二君
書記	平川泰之君	書記	村井理君

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成28年第5回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、井上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（訴えの提起）

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（訴えの提起）を議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第1号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決事項は、学校給食費の支払いの請求に関する訴えの提起でございます。相手方は、記載のとおりでございます。訴えの趣旨でございますけれども、相手方が学校給食費を滞納していることから平成28年9月28日に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。その後平成28年10月11日に相手方から督促異議の申し立てがあったことから、訴訟に移行するものでございます。訴訟遂行の方針、管轄裁判所につきましては記載のとおりでございます。専決処分年月日は、平成28年10月19日でございます。

なお、補足としまして、先般11月21日に口頭弁論が行われましたけれども、その際に和解が成立したことを申し添えます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 1点だけお伺いします。

給食費の問題は、公会計になって本当によかったなというふうに思うのですが、今回のこの相手方、お一人なのですが、恐らく滞納者というのは1人ではないと思うのですが、訴えを起こすというレベルといいですか、どういう状況になれば訴えを起こすのかということをお聞きをいたします。

○議 長 荒木議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 ケース・バイ・ケースということになりますけれども、一つの目安としまして、まず滞納3カ月以上というのをおおむねの目安としております。ただし、折衝する段階におきましてさまざまな分割納付ですとかいう相談があります。最終的に訴訟までいくというのは、相手方が全く音信不通でありますとか、全く支払いの意思がないというような場合には、この給食費というのは自力救済ができませんので、最終的にはこういう民事の手続にのっとってやるしかないというところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第4、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 報告第2号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定です。事故発生日時は、平成28年10月11日午前11時ごろ。事故発生場所は、栄町3丁目8番地先、藤井旅館前交差点でございます。相手方につきましては記載のとおりでございます。損害賠償額は8万770円、全国市有物件災害共済会により補填となる予定でございます。事故の原因です。税務課職員が固定資産税賦課業務のため公用車両で市道栄通り線を走行中、交差点において右から進入してきた相手方車両の前面部が公用車両右側面部に衝突し、損害を与えたところでございます。専決処分を平成28年11月2日にさせていただきました。

以上、報告とさせていただきますが、事故につきまして市民の皆様に深くおわび申し上げ、今後より一層の安全運転の徹底に努めます。大変申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

- ◎日程第5 議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
議案第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
議案第4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第5号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第6号 平成28年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第7号 平成28年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第5、議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第5号）、議案第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成28年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 平成28年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほどご説明申し上げますが、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により一般職の職員の給与月額等の改定等についての増額の補正と除雪排雪事業に使用する除雪トラックの購入のための補正となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ6,900万5,000円を追加し、予算の総額を210億9,498万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。除雪機械の整備事業債を500万円追加し、限度額を1,920万円に変更するものであり、除雪トラック購入の財源としたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、

10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目議会費、補正額72万9,000円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与月額の変定に伴い、本年12月の議員期末手当の増額を行いたいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額160万4,000円の増額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額の変定等に伴い、本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額4,260万円の増額につきましては、除雪・排雪対策に要する経費の補正でございます。除雪排雪事業に使用する除雪トラックについて来年度1台更新する予定としておりましたけれども、このたび国の第2号補正予算を受け、社会資本整備総合交付金として購入費用の3分の2の内定をいただいたことから、前倒しして購入したいとするものでございます。

8款4項2目土地区画整理費、補正額1万6,000円の増額につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の補正でございます。一般職の職員の給料月額の変定等に伴い、本年4月からの給料の増額等に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額2,405万6,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で6,900万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款2項4目土木費交付金2,840万円の増は、歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,640万5,000円の増額は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項5目土木債1,420万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で6,900万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 議案第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成28年人事院勧告に伴います国家公務員の給与改定に準じ、後ほどの説明となります議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき一般職の職員の給料月額の変定等により予算を補正したいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万5,000円を追加し、予算の総額を57億1,039万2,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第

1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページにつきましては第 1 表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費の給与等に要する経費 4 1 万 5, 0 0 0 円を増額して補正したいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。8 款 1 項 1 目一般会計繰入金の職員給与費等繰入金 4 1 万 5, 0 0 0 円を増額して補正したいとするものでございます。

以上を申し上げ、議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 議案第 3 号 平成 2 8 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、議案第 1 号、平成 2 8 年度一般会計補正予算（第 5 号）で説明がありました提案理由と同様で、平成 2 8 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額の変定等について増額補正をしたいとするものであります。

1 ページをお開きください。第 1 項で、歳入歳出の総額にそれぞれ 3 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 7 億 6, 2 4 6 万 2, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページから 3 ページまでは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思ひます。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願ひます。1 款 1 項 1 目市営住宅管理費、補正額 3 0 万 8, 0 0 0 円の変額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額の変定等に伴ひ、本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当の変額等を行ひたいとするものでござひます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願ひます。1 款 1 項 1 目住宅使用料 3 0 万 8, 0 0 0 円の変額でございますが、補正に必要な財源を住宅管理費現年度分で調整したいとするものでござひます。

以上、議案第 3 号 平成 2 8 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 4 号 平成 2 8 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、一般会計補正予算と同様、平成28年人事院勧告の実施に伴う介護保険特別会計保険事業勘定に属する職員の給与等に係る増額補正でございます。

1ページをごらんください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ104万1,000円を増額し、保険事業勘定の予算総額を36億9,622万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額36万7,000円の増、1款2項1目賦課徴収費、補正額13万2,000円の増、3款1項1目、介護予防・日常生活支援総合事業費、補正額17万9,000円の増、3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費、補正額36万3,000円の増額につきましては、いずれも本年4月からの給与等の増額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で104万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。2款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）4万4,000円の増、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）14万1,000円の増、3款道支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2万2,000円の増、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）7万円の増、4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業交付金5万円の増、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金59万1,000円の増、7款繰越金1項1目繰越金12万3,000円の増額につきましては、それぞれ歳出の増額に伴う負担割合等に応じた増額によるものでございます。

歳入合計104万1,000円の増額となっております。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 建設部長。

○建設部長 議案第5号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号、平成28年度一般会計補正予算（第5号）で説明がありました提案理由と同様で、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額の改定等について増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1万6,000円を追加し、予算の総額を8,709万8,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8

ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費、補正額1万6,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額の改定等に伴い、本年4月からの給料の増額等を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目他会計繰入金1万6,000円の増額でございますが、一般会計からの繰入金でございます。

以上、議案第5号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号 平成28年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、さきの第5号と同様に平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与と改定に準じ、一般職の職員の給与月額等の改定について増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1条は、総則でございます。

第2条は、当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用できない経費であります職員給与費2,454万1,000円を2,472万9,000円に改めるものでございます。

なお、給与費の18万8,000円の増額補正を行う1款1項営業費用では、執行残が見込まれる給与費以外の費用について同額の減額補正を行うものでございます。これにより収益的支出の款及び項は、当初予算と同額となるものでございます。

続く2ページから5ページにつきましては、お目通し願います。

以上、平成28年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいま上程されました議案第7号 平成28年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号、一般会計補正予算で説明がありました提案理由と同様で、病院事業会計に属する職員の月額給料等の改定を行うための補正でございます。

第1条は、総則です。

第2条では、平成28年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第1款病院事業収益を59万8,000円を増額し、補正後67億7,952万4,000円に、第3項高等看護学院収益を59万8,000円を増額し、補正後1億248万7,000円とするものです。収益的支出ですが、第1款病院事業費用を2,700万3,000円を増額し、補正後71億4,131万2,000円に、第1項医業費用を2,640万5,000円を増額し、補正後68億4,334万2,000円に、第3項高等看護学院費用を59万8,000円を増額し、補正後1億248万7,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとお

り補正したいとするものです。（１）、職員給与費を２，７００万３，０００円増額し、補正後を３８億９，０１６万４，０００円とするものです。

２ページから７ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

８ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書につきましてご説明いたしますが、款及び項につきましては先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。

支出から説明させていただきます。第１款第１項１目給与費では２，６４０万５，０００円の増額で、補正後３８億１２５万９，０００円とするものです。内訳といたしましては、給料で３５０万９，０００円を、手当で１，４２８万５，０００円を、賞与引当金繰入額で４５９万１，０００円を、法定福利費で３２６万９，０００円を、法定福利費引当金繰入額で７５万１，０００円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

第１款第３項高等看護学院費用、第１目給与費では５９万８，０００円の増額で、補正後８，８９０万５，０００円とするものです。内訳といたしましては、給料で１万６，０００円を、手当で３６万３，０００円を、賞与引当金繰入額で１１万９，０００円を、法定福利費で７万７，０００円を、法定福利費引当金繰入額で２万３，０００円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

収入ですが、第１款第３項高等看護学院収益、１目学院収益で補正額５９万８，０００円の増額で、補正後１億２４８万７，０００円とするものです。支出で申しあげました学院給与費の増額に伴い、一般会計負担金を５９万８，０００円増額補正したいとするものです。

以上、議案第７号 平成２８年度滝川市病院事業会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第８号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、平成２８年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額等の改正を行うこととするものでございます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、今臨時国会での法案成立を受け、先週２４日に施行されたところでございますが、本市におきましても従来までの国公準拠の考え方を基本に国家公務員の給与改定に準じた改正について行いたいとするものであります。なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っておりますことをご報告を申し上げたいと思います。

それでは、議案第８号参考資料の新旧対照表１ページをお開きください。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第１条関係でございますが、第３６条第１項ですが、こちらにつきましては文言整理でございます。

第１号及び第２号ですが、国公準拠とし、勤勉手当の支給額について再任用職員以外の職員については０．１０月分、再任用職員につきましては０．０５月分を引き上げたいとするものであります。

附則第１１項ですが、勤勉手当の支給額の引き上げに伴い、附則第８項の規定に伴う勤勉手当の

支給額から減ずる額について所要の改正を行うものであります。

次に、第2条関係でございますが、第15条第1項ですが、こちらにつきましても文言整理でございます。

2ページをお開きください。第16条第2項ですが、扶養親族の規定に係る子と孫について号の区分けをするものであります。

第17条第1項ですが、国公準拠とし、扶養手当の月額について配偶者に係る手当額を父母その他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額の引き上げを行いたいとするものであります。具体的には配偶者の月額1万3,000円を6,500円に、子の月額1人につき6,500円を1万円に改定するとともに、職員に配偶者が不在の場合の規定について改定したいとするものであります。

第18条及び第2号ですが、こちらは文言整理でございます。

第3号及び第4号ですが、先ほどの扶養手当の改定に関連して、扶養親族の届け出に係る配偶者の有無に係る規定について改定するものであります。

3ページになりますが、第19条第2項ですが、こちらは各号列記により文言整理をするほか、先ほど同様配偶者の有無に係る規定について改定するものであります。

4ページをお開きください。第36条第1項第1号及び第2号ですが、国公準拠とし、第1条関係で説明させていただきました勤勉手当の支給額の引き上げ分について6月及び12月に均等に割り振る改正を行うものであります。

附則第11項ですが、勤勉手当の支給額の改正に伴い、附則第8項の規定に伴う勤勉手当の支給額から減ずる額について所要の改正を行うものであります。

次に、附則であります。第1項で、この条例は、公布の日から施行し、ただし第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項ですが、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものであります。

第3項については、お目通しをお願いいたします。

5ページをお開きください。第4項ですが、第2条の規定による改正後の扶養手当の規定の適用に係る29年度中の特例に関する規定であります。具体的には配偶者の月額を1万円に、子の月額を1人につき8,000円とするほか、職員に配偶者が不在の場合の規定についても段階的に実施するものであります。

7ページをお開きください。第5項については、お目通しをお願いいたします。

以下8ページから24ページまで各給料表の新旧対照表でございますので、お目通しをお願いいたします。主な概要であります。国公準拠とし、医療職給料表1の医師を除き、初任給で1,500円、若年層で同程度、その他で400円を基本とした給料月額を引き上げを行うとともに、医療職給料表1の医師につきましては、それらの改定状況を踏まえ、一律給与月額を引き上げを行いたいとするものであります。なお、全職員をベースとした平均改定率は0.28パーセントとなるところであります。

末尾の議案参考資料についてもお目通しをお願いいたします。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。項目は多くなりますが、内容確認等のこともありますので、それほど複雑な質疑をするわけではありません。

まず、1点目、全体今回7つの会計に及ぶということで、総金額、補正増額分です、総金額及び対象となる一般職職員並びに特別職、病院の医師がこの一般職の中の内数になっているのか、そのあたりも含めて、あと議員が18名ということですが、対象となる総人数及びその一般職以外の人数についても伺います。

2点目は、人事院勧告そのものは全国の50人以上の企業を抽出して民間給与実態を出しているわけですが、滝川市の地域の民間給与実態についてどのように把握されているか。

大きな3点目は、給与が変化するというと同時に職員数がどのように推移しているのかということで、これについては限定して一般会計の一般職職員の3年間の推移で伺います。

4点目は、人勧ではモデル事例がいろいろ挙げられておりますが、滝川市の今回の引き上げで勧告前、勧告後年間給与が幾らから幾らに上がるということで、モデル事例を1つで結構です。挙げて、示していただきたいと思います。

大きな5点目は、ラスパイレス指数について伺います。

6点目は、中空知5市5町では独自削減を行っているところもあると思いますので、その状況についても伺います。

大きな7点目になると思いますが、病院事業会計と一般会計についてお伺いいたしますが、影響額がそれぞれ歳出、一般会計では2,400万円強、病院事業関係では2,700万円強と。それぞれの会計どちらも厳しいという中での引き上げですので、この会計への影響について伺います。

最後ですが、今回の人勧に準拠した引き上げは、今回対象となっていない嘱託職員や臨時職員の今後の給与にどのように影響させていくのか。

以上、伺います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、7つの会計の総額でございますが、金額で約5,300万円ほどになります。

2点目の独自の調査でございますが、民間給与の関係でございますが、滝川市につきましては法律上人事委員会がございませんので、市としての独自の調査については実施しておりません。

3点目でございますが、職員数との減との状況についてというご質問でございますが、いわゆる350人体制という職員数の部分だというふうに思いますが、昨年策定いたしました滝川市財政健全化計画における組織、人件費の見直しでも人口減少、あるいは財政状況を踏まえた組織のあり方に向けてさまざまな効率的な組織、あるいは事務事業の見直しに基づく組織、組織に見合った職員配置と、そういうようなことを基本にしてございますが、数だけで申し上げますと約3年前に比較いたしますと18名の減という状況になってございます。

今回の給与改定、4点目でございますが、モデル事例を1つということでございますが、例えば初任給でご説明を申し上げますが、大卒の初任給が現行17万6,700円という金額でございますが、これが今回の人勧に伴いまして17万8,200円ということで1,500円、0.8パーセントぐらいのアップというような状況になってございます。

ラスパイレス指数でございますが、現在手元に持っているのが27年4月1日の数字ということでしか押さえておりませんので、その数値を申し上げますと、27年4月1日で滝川市については98.8という状況でございます。

6点目でございますが、中空知5市5町についての状況でございますが、中空知5市5町についての状況については把握はしてございません。

それと、7点目は、各会計への影響ということで、一般会計から申し上げますと確かに人勧の部分についてはこれまでも国公準拠で改定をさせていただいておりますので、全体のパーセンテージは別ですが、財政健全化計画で組織、人件費の見直しが目標としておりますのが3億6,000万円という数字で、これは周知しているところでございますが、これに対して今回の改定ということになりますと約6.8パーセント程度が影響するというふうに考えておりますが、この部分については今後の財政健全化計画を進めていく中で適正に対応していきたいというふうに考えてございます。

最後でございますが、人勧の性格上職員以外、嘱託あるいは臨時職員という部分のご質問でございますが、これにつきましては新年度予算の中で給与の適正な単価あるいは月額について対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長 済みません、時間をとってしまいまして。

対象人数は299名という形になります。ただし、特別職、市長、副市長、教育長等の特別職については、現在のところこれは特別職の給与の報酬がありますので、今回の人勧によっての影響はないということは申し添えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 人事院勧告に準拠するという基本と同時に、地域の実態や市民感情を参考にするということからいうと、地域の給与実態についての独自調査をしていないと。私は、せめて北海道が実施しているようなものを参考にしているというような答弁が出るかなと思ったのですが、それも出

なかったのですが、地域の調査は独自にはしていないけれども、こういったものは参考にしましたというものがあれば示していただきたいと思います。

また、モデルについては、初任給ではなくて、もう少し例えば35歳独身とか40歳、子供2人とか、そういった中間的なところでのモデルを示していただきたいと思います。

中空知の独自削減については参考にしていないというのは、これはここは要するに基本を決める場所なので、議案なので、調べていないということで理解はしますけれども、把握していないという、そういう答弁はちょっと適切ではないのではないかなと。当然わかっていると思うのです。わかってもいないのか、それとも今回の議案をつくる上で、政策決定の上で必要がないので、把握していないという答弁だったのか。

また、病院会計については答弁がございましたので、影響の。また、医師についてもこの補正金額の中に具体的にどういうふうに含まれているのか。一般職、病院でいうと353人と書いていますけれども、この内数になっているのかも伺いたします。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、独自調査の件でございますが、先ほどの答弁と重なりますが、基本的には独自の調査については行っていないと。ただ、国公準拠というのをまず基本として考えております。当然この滝川、あるいは中空知圏域についてもこの地域で勤務される国家公務員の皆さんもおられるわけでございますので、そういった国家公務員との均衡を原則として、この考え方で進めさせていただいているということでご理解をいただければなというふうに思います。

また、先ほど人数299という数字を対象というふうにお示しましたが、基本は措置する全体は一般職711名とか特別職3名、議員18名というこの総体は基本的に対象とはなり得るという形ですが、あくまでも今回の手当等で給与等の反映している対象が299名が基本という形ということでご理解をいただきたいと思いますし、また平均的なモデルケースということで30歳代の単身とかというようなお話もありましたが、そういう限定をしてございませんが、単純に1人平均という形になれば、モデルという形というか、平均として年5万3,000円の増ということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

また、中空知5市5町について把握していないという部分でお答えさせていただいておりますが、実際どこのまちでどういう手当をしているのか、給与とか削減しているかという部分は、なかなかこれは把握し切れないというのも実態です。ただ、削減しているところがないかという、そうではない部分もきっとあると思います。例えば手当の一部分をしているとか、あるいは給料の部分しているとかというのはありますが、これは公表になっていないという部分もございます。また、削減については、それぞれの自治体でそれぞれの自治体の事情の中で削減されているというようなことも考えられますので、それぞれの自治体の実態に応じての対応というふうに私どもは承知しておりますので、これまでどおり国公準拠という中での今回の改定ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 今回の病院の補正の関係なのですけれども、収入を増額補正となっていない状況で、当初予算から赤字幅が増額するという厳しい収支になっております。今回の補正額2,700万円の補正を提案させていただきましたが、そのうち548万円は来年29年6月の賞与引当金ということで、実質28年度の補正につきましては2,150万円になっております。そのうち医師については、今ドクター36名おりますけれども、444万円の補正額という状況になっております。

以上です。

○議長 長 補足の答弁がございます。総務部長。

○総務部長 先ほどの答弁の中で299名というお話をさせていただきましたが、先ほど説明したとおり、総体の人数は711名とか特別職3名、議員18名というのが基本ですが、今回の給与改定の増額に伴いましては、市役所で人数として考えられるというか、対象となるのが299名ということで、そのうち今回改定に伴って増額となるのは168名程度ですから、約5割の方が給料が実際に上がるというような形になりますので、その点について補足をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号から第8号までを全てを可とする立場で討論を行います。

賛成理由は、人事院勧告に準拠する内容であることです。引き下げるときも上げるときも人勧に準拠すべきという立場です。しかし、市民は、市職員の給与について高いというふうに思っているのが実態だというふうに思います。そこで、地域の民間賃金や市の嘱託職員、臨時職員の給与も改善されるような政策の強化を求めます。

まず、地域の民間給与については、勧告は全国の民間給与を基準としておりますが、市内の民間給与は全国平均より低いと思われます。市内企業での給与引き上げを引っ張る形になるよう市の政策を組み立てていくことが必要です。例として、公契約先の給与調査を行い、設計単価との乖離を調べる。この場合指定管理者や業務委託先の賃金は、労使で決めるもの、労働基準法と最低賃金法を守っていれば問題ないと繰り返される答弁に見られる姿勢の見直しを求めます。また、建設労働者の国交省単価引き上げがきちんと反映されているのかの調査を強化すること、また市の公契約先の正規労働者率を高めることを契約に入れていくことなどです。

次に、市の非正規職員に対しては、人勧にとらわれず計画的に目標を設定して実施し、引き上げていくことが必要です。国税庁が発表した2015年分の民間給与実態統計調査によると、一年を通して働いても年収が200万円以下のワーキングプアは、1,130万人と3年連続で1,10

0万人を超えています。市の臨時、嘱託職員の給与もこの方たちとほぼ同じです。市内のいわゆる常勤労働者の中にもこの年収200万円以下に相当する方が相当数該当すると思われます。市役所は、民間給与の実態を調査すると、把握をするということを今後の政策に取り入れ、市民生活向上に寄与することを求め、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の8件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第5回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時00分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員